



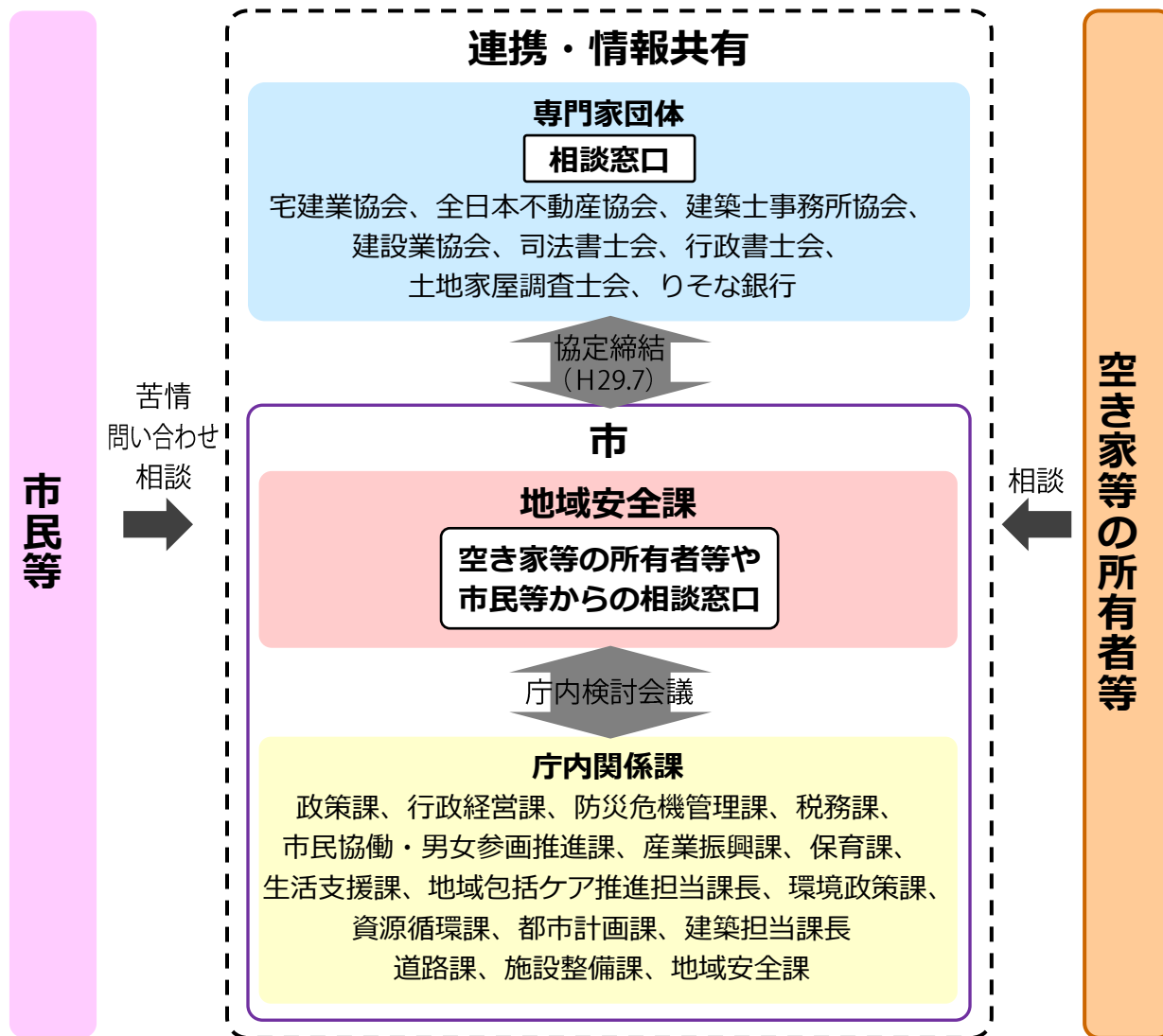
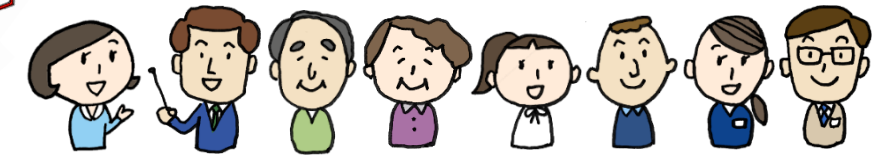
対策を推進するための連携体制

- 平成29年7月、本市は地域に根ざした専門家団体と空き家等の所有者等が抱える課題の解決に向けた「小平市における空き家等対策に関する協定」を締結しました。
- 空き家等の所有者等の様々な不安や悩みに応じて、協定に基づき、本市（地域安全課）を通じて、専門家団体が設置する相談窓口を適宜紹介していきます。
- 今後、空き家等の増加に伴って、市民等からの苦情や問い合わせ、相談等が増加することが予想されることから、庁内関係課の連携により、情報及び問題を共有し、課題解決へ向けて連絡調整を図ります。
- また、今後も、警察、消防その他の関係機関等との連携を継続していきます。



(案)

**小平市
空き家等対策計画
を策定しました！**



空き家等対策に関する現状・課題

本市の空き家率は、平成25年時点で11.56%（住宅・土地統計調査）と多摩26市中12番目である一方、平成28年度実態調査の結果から、老朽度・管理不全度が高い空き家等は少ない状況です。

今後の人口減少や高齢化等の進展による、将来的な空き家等に関する問題の増加に備え、空き家等の適正管理、発生や管理不全の予防に重点を置いた対策の推進が必要です。

少子高齢化等の進展、住宅の老朽化

- 今後、少子高齢化等の進展に伴う空き家等の増加に対し、空き家等の発生予防に関する所有者等への情報発信等が重要です。
- 持ち家住宅を中心に、今後、築50年前後の老朽化した空き家の増加が懸念されます。

課題①

空き家等の発生を未然に防止できるように、多様な発生要因に対して適切な働きかけを行うことが必要。

課題②

専門家団体や庁内関係課等の連携のもと、所有者等による主体的な適正管理を粘り強く求めていく。

課題③

民間事業者を中心とした空き家等の流通・利活用の推進に向けた専門家団体等との連携による相談体制の充実。

対象

■空き家等

- 現に居住その他の使用がなされていない建築物等を広く含める「空き家等」をいいます。

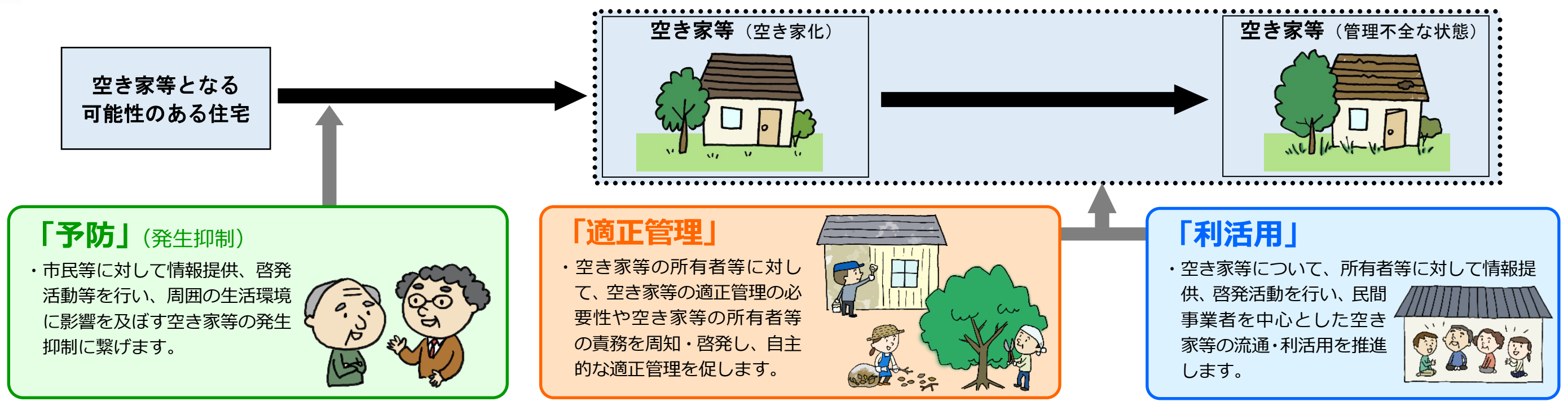


- 1棟のうち一部住戸のみが空き室となっている共同住宅は、本計画の対象外となります。



空き家等に関するご相談・お問い合わせ
小平市 総務部 地域安全課 電話番号 042-346-9614 (直通)
〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1,333番地
FAX 番号 042-346-9513 E-mail chiikianzen@city.kodaira.lg.jp
小平市空き家等対策計画【概要版】発行：平成31年3月

空き家等の段階ごとにみた基本方針

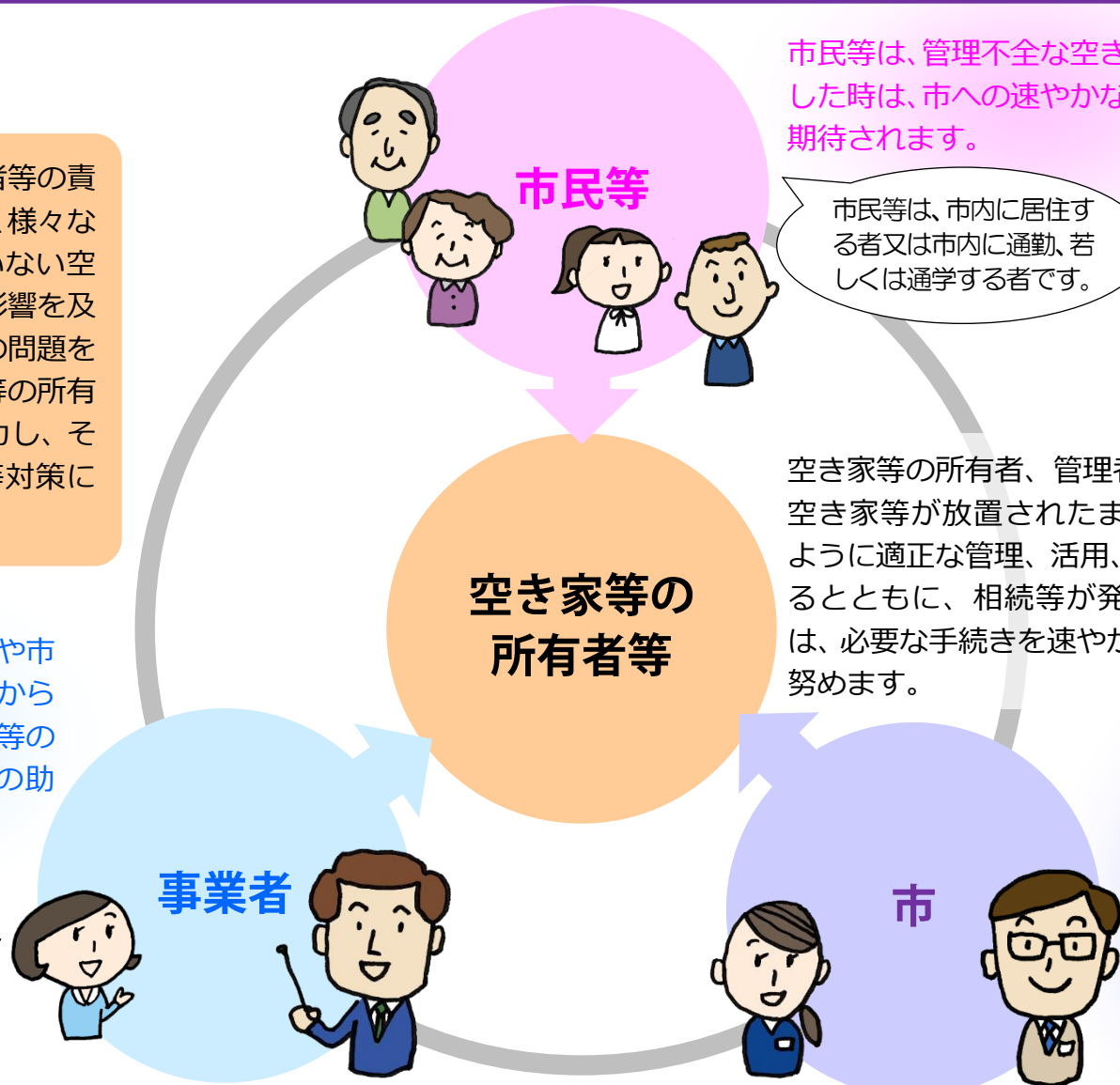


主体別の役割

空き家等は、第一義的には所有者等の責任で維持管理されるものですが、様々な理由により適正に管理されていない空き家等が、市民等の生活環境に影響を及ぼしていることから、空き家等の問題を地域社会の問題と捉え、空き家等の所有者等、市民等、事業者、市が協力し、それぞれの役割のもとで空き家等対策に取り組みます。

事業者は、空き家等の所有者等や市に対し、専門的な視点から相続から管理、活用に至るまで、空き家等の抱える複合的な課題の解決への助言や支援等が期待されます。

事業者は、法務、不動産、建築、福祉、まちづくりNPO団体等その他の空き家等の除却や活用等と関連する事業を営む者です。



相談窓口があります!

専門家団体と連携した相談窓口

本市では、平成29年7月に、空き家等の所有者等が抱える様々な問題に関して、専門的なアドバイスを受けられるように、専門家団体との協定を締結しています。

空き家等の売買や賃貸に関すること

(公社)東京都宅地建物取引業協会北多摩支部
(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部

空き家等のリフォーム、改修工事に関すること

(一社)東京都建築士事務所協会北部支部、小平市建設業協会

空き家等の権利調査・相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること

東京司法書士会田無支部

空き家等の所有者等と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関すること

東京都行政書士会

空き家等の敷地境界に関すること

東京土地家屋調査士会

住宅増改築融資、空き家等の有効活用に係る融資に関すること

りそな銀行小平支店